

令和7年度第4回  
東京都私立学校審議会  
会議録（第850回）

令和7年7月17日（木）  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 お待たせしました。

ただいまから、令和 7 年度第 4 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日は、委員 20 名のうち、17 名の委員に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○井上私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 8 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 7 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 7 月 17 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、東京立川こども専門学校の目的変更認可について（立川市）、ほか 7 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件 8 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○瀬戸私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 7 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第 8 号につきましては、第三部会におきまして、再度審査の結果、継続審議となりましたので、御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、東京立川こども専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、東京立川こども専門学校の目的変更認可申請について御説明いたします。

東京立川こども専門学校は、平成 28 年 10 月 3 日に設置認可を受けた学校ですが、このた

び、商業実務専門課程、医療秘書科、医療AI科の廃止に伴い、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の旧目的は、要項1に記載のとおりです。

新たな目的は「本校は学校教育法に基づき、保育・福祉等の関連分野において活躍する人材を育成する為、必要とされる知識と技能を教授することを目的とする」になります。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、認可のあった日と予定しております。

変更の理由は、商業実務専門課程（商業実務関係）、医療秘書科、医療AI科の廃止のためです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は鳥居敏氏、校長は清水智之氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京理容専修学校の高等課程廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、東京理容専修学校の高等課程廃止認可について、御説明いたします。

東京理容専修学校は、平成8年4月1日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校、課程（分野）の名称及び位置は、要項1から要項3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、高等課程を廃止し、学校経営の安定化を図るためです。

設置者は東京都理容生活衛生同業組合で、代表理事は稲葉孝博氏、校長は同じく稲葉孝博氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、令和7年3月末をもって高等課程の生徒は全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、法人内で配置転換しております。  
指導要録等については、要項10に記載のとおり、設置者において保管します。  
資産の処置については、要項11に記載のとおり、設置者において使用します。  
備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問等がございますでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第3号は、イーストウエスト日本語学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、イーストウエスト日本語学校の収容定員に係る学則変更認可について御説明いたします。

イーストウエスト日本語学校は、各種学校として、平成元年3月28日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の減少に係る学則変更認可の申請をしてきたものであります。

それでは、要項に基づきまして御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和7年10月1日を予定しております。

変更の理由は、生徒数の実態に即した定員数に削減するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人国際青年交流学園で、理事長及び校長は林隆保氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、日本語科2年コースは、午前部及び午後部のそれぞれで総定員を104名から96名へ減員します。

日本語科1年半コースは、午前部及び午後部のそれぞれで総定員を80名から72名へ減員します。

以上により、総定員は426名から394名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から要項11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考までに御覧ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第4号は、愛隣幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、愛隣幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は田中信徳氏、園長は飯野健一氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園または転園しております。

教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問等はございますか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、沼袋幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、沼袋幼稚園の廃止認可について御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人禅定院、園長は高橋将雄氏でございます。

園児の処置でございますが、令和6年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和6年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第6号は日本工業大学駒場中学校、議案第7号は日本工業大学駒場高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より2件まとめて説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、第7号について、関連しておりますので、併せて御説明いたします。

これは、学校法人日本工業大学が設置しております、日本工業大学駒場高等学校と同中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から要項3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の充実による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員し、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和8年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。

中学校では収容定員を210名増員、高等学校では収容定員を405名減員し、中学校の収容定員を810名、高等学校の収容定員を1,200名に変更いたします。

中学校では、変更前、1学年4学級200名、合計600名から、変更後は1学年7学級270名、合計810名となります。

高等学校では、変更前、1学年14学級535名、合計1,605名から、変更後は1学年10学級400名、合計1,200名となります。

また、変更後の経過措置につきましては「変更後」の欄の表のとおり、令和10年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から要項9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第6号、第7号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。議案6号、7号です。

よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号及び議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号は、大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に関わる学則変更認可についてでございます。

議案第8号につきましては、引き続き、第三部会において審査をお願いしたいと思っております。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

次回開催は、9月12日、金曜日を予定しております。

ありがとうございます。

午後3時25分閉会